

令和4年度障がい児等支援体制整備事業発表資料



利尻富士町の取組と課題について



2023年10月4日(水)

利尻富士町教育委員会

次長 山谷 文人

本発表の流れ

1. 取組前の状況
- 2－1. 取組内容
- 2－2. 取組による成果
3. 取組後の状況と課題
4. 取組の展望と実践



1. 取組前の状況

- コロナ禍の影響もあって、各関係機関が、年に数度の会議や交流のなかで、情報・意見交換をしていたため、全体での交流がやや希薄であった。
- 島外への進学後のケアや情報が希薄である。



2－1．取組内容

- 利尻富士町教育支援委員会、利尻富士町特別支援教育連携協議会、利尻島教育研究会特別支援サークルそれぞれで行なっている事業について、重複するような内容を整理した。
- 教育支援委員会と特別支援教育連携協議会の構成員について、重複している部分もあるため、後者の交流会を含めて、特別な支援を要する子どもの実態を全体で交流した。
- 要保護児童対策地域協議会においても、行政関係だけでなく民生児童委員に出席いただくことで、地域との情報共有を図った。
- 島外の特別支援学校に通学する世帯の経済的負担の軽減のため、助成金制度を新設した（島内高校には、支援学級がない）。

各組織の役割と体制

利尻富士町教育支援委員会

心身に障がいのある児童及び生徒の適正な就学を図るための組織（教育委員会の諮問機関）

【構成員】小中学校長・教頭、教員（特別支援教育コーディネーター）、医師（外部）、学識経験者、福祉担当



利尻富士町特別支援教育連携協議会

町全体での特別支援教育を推進するため、関心や理解の啓蒙、情報交流や研修、島外の教育活動への参加や援助、教材等の整備充実を図る組織。

【構成員】小中学校長・教頭、教員（特別支援学級担任・コーディネーター）、教育委員会、保健センター、福祉課、保育所

利尻島教育研究会 特別支援教育サークル

利尻富士町・利尻町の両町教諭で構成される部会
年5回程度の活動

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等（虐待、不登校、非行、心身障害、特別な支援を要する子どもを含む）に対する情報交換や支援を行うための協議の場。

【構成員】各小中学校、教育委員会、福祉課、保健センター、民生児童委員、児童相談所

2－2．取組による成果

- 保護者との接点となる保健センターや学校と密に情報交換し、対応を進めていくことが肝心であり、日頃からの連携が大切であると認識を新たにすることができた。
- 行政関係機関ばかりでなく、地域ぐるみで子育てできる体制を構築するために、地域との情報交換や協議の場を得ることができた。

3. 取組後の状況と課題

- 個別案件については、オンラインを併用した会議や交流が迅速に設定できるので、コロナ後であっても活用の余地が多分にある。とくに、離島という地理的条件にとっては、有効なツールと考える。
- 離島という地理的条件から、専門職が限られており、支援体制の拡充を図る必要がある。
- 就学前から就学後、あるいは島外の特別支援学校進学後など、個々の家庭に対する継続的な支援体制を共有すること。
- 利尻町も含めた島内での交流や情報交換を行うこと。

4. 取組の展望と実践

- 各関係機関と支援を要する子どもを抱える家庭やサークルとの交流や相談、情報交換などの機会をより多くもつこと。
- 島外の特別支援学校に通学する世帯の経済的負担の軽減のため、助成金制度を拡充すること。